

八潮市新庁舎食堂運営事業者選定公募型プロポーザル実施要項

1 事業の目的

八潮市（以下「市」という。）は、来庁者の利便性向上と職員の福利厚生の一環として、市役所新庁舎内に食堂及び飲料自動販売機の設置を予定している。その運営について、新庁舎を拠点とする賑わい創出を図り、食堂の役割として安定した経営と良質な食事、質の高いサービスの提供が可能な事業者を公募型プロポーザルにより選定するものである。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者から順に事業候補者として選定する。

事業候補者の選定後、協定書を締結し、市との協議を行う。その後、市との協議が調い次第、賃貸借契約を締結するものとする。

3 基本条件

別添「八潮市新庁舎食堂運営基本条件書」のとおり

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。ただし、単独又は複数の事業者による共同企業体（JV）でも参加することができる。

- (1) 経営基盤が安定しており、長期にわたり出店が可能であること。
- (2) 現在、市内に限らず、いずれかの場所でレストラン等を営んでいる業務実績があること。
- (3) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可等、必要な許可を有し、本事業においても必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- (4) 公告日現在から事業候補者特定の日まで八潮市建設工事等に係る指名停止等に関する基準による指名停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 公告日から過去3年間、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと（単独の場合は本社及び支社、共同企業体の場合は全ての構成員）。
- (8) 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律77号）第2条に規

定する暴力団でないこと、及び暴力団員でない者で構成されていること。

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

(10) 国税及び市県民税の滞納がないこと。

5 日程

※公募に関する各種資料・様式は、市ホームページからダウンロードすること。

内容	スケジュール
公告	令和4年5月31日(火)
質問書の受付締切	令和4年6月17日(金)午後5時15分まで
質問回答	随時行う。 令和4年6月21日(火)までにすべての回答を公表する。
参加申込書受付締切	令和4年7月15日(金)午後5時15分まで
企画提案書受付締切	令和4年7月22日(金)午後5時15分まで
企画提案書の審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和4年8月1日(月)
結果通知	令和4年8月中旬(予定)
協定書締結	令和4年8月下旬(予定)
新庁舎竣工	令和5年10月末(予定)
新庁舎供用開始 賃貸借契約締結、食堂オープン	令和6年1月(予定)

6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和4年5月31日(火)から6月17日(金)午後5時15分まで

(2) 提出書類

質問書(様式1)

(3) 提出方法

ア 担当部署のアセットマネジメント推進課窓口へ持参またはファクス、電子メールにより提出すること。電子メールで提出する際は担当部署のメールアドレスまで送付すること。なお、送信後、電話で送信した旨を連絡すること。

イ 電子メールを送信する際の件名は、「食堂運営事業者選定に関する質疑について(事業者名)」とすること。

(4) 回答の期日及び方法

質問書が提出された日の翌日から2日(土曜、日曜日及び祝休日を除く。)以内に、

質問者に対して電話または電子メールにより回答を送付するとともに、締切後、市ホームページに掲載する。

7 参加申込み

(1) 提出期限

令和4年7月15日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 誓約書（様式3）

ウ 事業者概要書（様式4）

エ 印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人）

オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人）又は営業証明書（個人）（写し可。書類提出日直前3か月以内に発行したもの。）

カ 財務諸表の写し（法人）又は確定申告書の写し（個人）（最新のもの）

キ 国税の納税証明書（写し可。書類提出日直前3か月以内に発行したもの。）

(ア) 個人の場合：「その3の2」の「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

(イ) 法人の場合：「その3の3」の「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

ク 市税の納税証明書（写し可。直近年度のもの。書類提出日直前3か月以内に発行したもの。）

(ア) 個人の場合：市税（市県民税及び固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(イ) 法人の場合：市税（法人市民税及び固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

ケ 営業及び提案するサービスに必要な資格・免許等の写し

※ ア～ケの提出書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求められることがある。

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送により提出すること。

イ 持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。（土曜、日曜日及び祝休日を除く。）

ウ 郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加申込書が提出された日の翌日から2日（土曜、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、電子メールで通知する。

8 企画提案書等の作成及び提出

参加申込書を提出した者は、(2)の仕様に基づく企画提案書等を以下の事項に基づき提出すること。

(1) 提出書類・必要部数

ア 企画提案書(様式5) 原本1部

イ 企画提案資料(任意様式) 原本1部、副本9部

企画提案資料は、下記(2)企画提案資料記載事項のア～キに示す内容に沿って作成し、A4サイズでダブルクリップにて綴じた状態で提出すること。

なお、提出者が特定できる内容の記述(具体的な社名等)を記入してはならない。

ウ 価格提案書(様式6) 原本1部

希望する食堂及び自動販売機設置の貸付料の合計額(消費税及び地方消費税を含まない)を記載すること。

また、内訳を記載すること。

(2) 企画提案資料記載事項

企画提案資料には、7ページの「審査基準表」に掲げる、1～7の項目を記載すること。

ア 「1 運営方法」

イ 「2 収支計画・業務実績」

ウ 「3 従業員の配置及び要望等への対応」

エ 「4 メニュー・サービス」

オ 「5 安全管理・食品衛生」

カ 「6 廃棄物の回収・処理方法及び環境への配慮」

キ 「7 アピールポイント」

(3) 提出期限

令和4年7月22日(金)午後5時15分まで(必着)

(4) 提出方法

- ・持参又は郵送により提出すること。
- ・持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。(土曜、日曜日及び祝休日を除く。)
- ・郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。

9 プレゼンテーション・ヒアリング

企画提案の審査は以下のとおりとする。なお、企画提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションとヒアリングを実施する。

(1) 実施日・場所

令和4年8月1日(月)

八潮市役所 3階 委員会室

時間の詳細については、企画提案者に対して別途通知する。

(2) 審査主体

審査は、市職員で構成された選定委員会が行う。

(3) 審査方法

提出された各種書類及び企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、「審査基準表」及び「価格提案審査基準」で示す審査基準に基づいて評価し、各選定委員の評点を計算し、最も評価が高い者を事業候補者として選定し、次に高いものを次点事業候補者に選定する。

評価に当たっては、企画提案書等の評価（85点）と価格提案の評価（15点）の合計点とする。

ただし、採点の結果、全選定委員の評点が60点以下であった場合、事業候補者を選定しないものとする。

また、最高評価の事業候補者が辞退を申し出た場合や、「10失格事項」に該当した場合は、次点事業候補者を事業候補者とする。

(4) 留意事項

ア 1者あたり30分以内とし、うちプレゼンテーションを20分以内、ヒアリング10分以内とする。出店への意欲、提案の具体性及び実現性等を確認する。企画提案書等の中で、特に強調したい項目を中心に説明すること。

イ プレゼンテーション及びヒアリングへの出席人数は、4名以内とする。

ウ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に使用を認める。プロジェクター及びスクリーンは市側で用意するが、その他の機器は自ら用意すること。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、事前に連絡すること。

(5) 審査結果の通知

審査結果は書面により通知するとともに、事業候補者について市ホームページに公表する。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する意義は認めない。

また、審査結果は事業候補者選定後に企画提案者から書面（様式自由）により情報提供の希望があった場合、次の項目について情報提供を行う。回答は書面で行うものとする。

ア プロポーザルの参加業者数

イ 事業候補者名

ウ 提案金額

エ 事業候補者の評価点の評価項目ごとの合計値

オ 情報提供希望のあった業者の評価点の評価項目ごとの合計値

カ 情報提供希望のあった業者の全体順位

10 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要項等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11 協定書・賃貸借契約の締結

事業候補者選定後、協定書を締結し、市との協議を行う。その後、市との協議が調い次第、賃貸借契約締結の手続きを行う。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
 - (3) 提出書類は返却しないと、企画提案者の特定以外には企画提案者に無断で使用しない。
 - (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。
 - (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
 - (6) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができる。
 - (7) 八潮市情報公開条例（平成13年八潮市条例第24号）の規定による請求があった場合は、提出書類を公開することがある。
- なお、本プロポーザルの事業候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

13 担当部署

【提出・問合せ先】

八潮市企画財政部アセットマネジメント推進課

所在地：〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1号

電話：048-996-2118（直通）

FAX：048-995-7367

E-mail：asset@city.yashio.lg.jp

5段階評価配点区分

20点 20・16・12・8・4

15点 15・12・9・6・3

10点 10・8・6・4・2

5点 5・4・3・2・1

審査基準表

審査項目	審査の視点	配点
1 運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗を管理運営する上での基本方針やコンセプトは適切であるか。 ・公共施設で営業することについての配慮や、施設の機能・役割を理解した上で運営の工夫がなされているか。 ・営業日、営業時間、営業時間に関する考え方は適切であるか。 ・適切な食材の仕入れ（物流）や管理システムとなっているか。 	20
2 収支計画 ・業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・運営の継続性が確保できる収支計画となっているか。 ・運営条件に対応できる十分な実績を有しているか。 	10
3 従業員の配置及び要望等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・責任体制や緊急時の体制が整っているか。 ・従業員の労働条件や教育・訓練等の基本方針は適切であるか。 ・食堂利用者からのクレーム、要望等への対応方法は適切であるか。 ・地元の雇用促進の取組があるか。 	5
4 メニュー ・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・看板メニュー、提供メニューの内容及び価格等が利用者のニーズに合致しているか。 ・提供を予定しているサービス（配膳方法、支払方法、弁当配達など）の利用しやすい工夫がなされているか。 ・地産地消の取組があるか。 ・カロリー表示や健康メニュー、市が発信した健康レシピ等を活用したメニューの提供が可能か。 	20
5 安全管理 ・食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・防火、防犯等店舗運営上の安全管理体制が整っているか。 ・食品衛生・品質管理及び事故防止体制が整っているか。 	10
6 廃棄物の回収・処理方法及び環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の回収方法および処理方法は適切であるか。 ・廃棄物の減量化を推進する取組や環境への配慮はあるか。 	5
7 アピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わい創出（利用者の交流・様々な活動でにぎわう場所・新しい出会いと対話の場所 など）に寄与する提案があるか。 ・災害時の協力や無料Wi-fiなど、他業者と比較して、優位な点・特徴のある取組はあるか。（自販機の付加的サービス含む） ・食事の提供以外の関連事業（市の行政サービスの促進など）について実施予定があるか。 	15

価格提案審査基準

審査項目	審査の視点	配点
価格提案書 (様式6)	提出された価格提案書の金額に応じて配点を行う。	価格提案評価点 $= \text{提出金額} / \text{最高金額} \times 15 \text{点}$ ※小数点以下四捨五入